

子育て



令和3年度大田原市新生児特別給付金を支給します

子育て世帯の経済支援の一つとして、令和3年1月1日以降に出生した新生児を対象に、市独自の給付金を支給します。

期限までに申請がない場合、給付金は支給されませんので、ご注意ください。

支給対象児

令和3年1月1日～令和4年3月31日に出生し、申請日時時点で本市に住所がある新生児

申請者

支給対象児の父または母で、申請時点で本市に住所がある方(令和3年1月1日以降に転入された方は、他の市町村で同様の給付金の支給を受けていない方に限ります)

持ち物

・申請者の身分証明書(運転免許証など)

・申請者名義の通帳

●申請期限:令和4年4月15日

●支給額および入金日

支給対象児1名につき5万

円を、申請月の翌月25日に支給(25日が休日の場合は前日の平日に支給)

その他

本給付金は、所得税および個人住民税の一時所得に分類されます。

問申子ども幸福課 本3階
TEL(23)8932

児童手当・特例給付の現況届の提出はお済みですか

児童手当を受給している方は、令和3年6月1日現在の現況届を提出する必要があります。

対象者の方には、提出用書類をお送りしていますので、必要事項を記入の上、速やかに提出してください。現況届の提出がないと、手当の支給が差し止めとなりますので、ご注意ください。

問申子ども幸福課 本3階
TEL(23)8932

特別児童扶養手当制度のお知らせ

●支給要件

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、またはその養育者に対

し支給

①1級に該当する障害程度

・身体障害者手帳1級および2・3級の一方(診断書による判定となる場合有り)

・重度の知的障害のある方

・右記と同程度の障害があると認められた方

②2級に該当する障害程度

・身体障害者手帳3・4級の一方の方(診断書による判定となる場合有り)

・療育手帳B1の方(診断書による判定)

・右記と同程度の障害があると認められた方

※障害を支給事由として年金を受給している方および施設に入所している方は除きます。

●所得制限

受給対象者やその配偶者、同居の扶養義務者のうち、いずれかの方の前年所得が所得制限限度額を超える場合は、支給対象外

●支給額(令和3年4月現在)

・1級:月額5万2500円

・2級:月額3万4970円

※4・8・11月に4か月分をまとめて支給

健康・福祉



あなたがおすすめする健康づくり体験談募集

運動や食事、趣味に関することなどで、健康自慢の皆さまが実践している健康法とその効果を募集しています。

●募集テーマ

自分の健康管理法とその効果

●対象者

栃木県後期高齢者医療制度に加入している被保険者

●申込方法:次の①②を記入し、郵送またはメールで下記へ申し込み

①健康づくり体験談(題名と本文、原稿用紙2枚800字程度)

②必要事項(郵便番号・住所・氏名・生年月日・電話番号)を記入した用紙(様式任意)

●締切:9月30日(必着)

※応募者全員にQUOカード(500円分)をプレゼント

●優秀作品

・最優秀賞:1点(商品券3万円分)

・優秀賞:3点(商品券1万円分)

問 福祉課 本3階
TEL(23)8921

(円分)

※受賞作品は、栃木県後期高齢者医療広域連合のホームページなどで公表します。



問申 栃木県後期高齢者医療広域連合

〒320-0033

宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階

TEL 028(627)6805

✉ soumu@kouikirengo-

tochigi.jp

高年齢者世帯実態調査にご協力ください

高年齢者の生活状況に合った保健・福祉サービスの提供、緊急時の対応、地域での見守り活動のため、調査を行います。

●対象者:市内にお住まいの65歳以上の方で、ひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方

●調査期間:9月中旬～12月

●調査方法:担当地域の民生委員児童委員が自宅へ訪問

問 高齢者幸福課 本3階

TEL(23)8757

夏に気を付けたい子供の感染症

問健康政策課 **本**3階 **TEL**(23)8975

感染症予防の基本は、**手洗い、うがい、栄養・睡眠をとる**ことです。症状が見られるときは、早めに医療機関を受診してください。

| 病名 | 潜伏期間 | 症状 | 予防対策 |
|-----------------|------|---|---|
| 咽頭結膜熱 (プール熱) | 5～7日 | <ul style="list-style-type: none"> ・38℃～40℃の発熱 ・のどの痛み、結膜炎など ・プールの水を介して流行することがあることから「プール熱」とも呼ばれている | <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、うがいをしましょう。 ・プールの後はシャワーを浴び、うがいをしましょう。 ・タオルやハンカチの貸し借りは避けましょう。 |
| ヘルパンギーナ | 2～4日 | <ul style="list-style-type: none"> ・突然の38℃～40℃の発熱 ・のどの痛み、口の中に小さな水疱、ただれ ・痛みによる不機嫌や食欲不振がみられ、脱水症を起こすことがある | <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、うがいをしましょう。 特に、おむつ交換など便を扱った場合は入念な手洗いが必要です。 ・タオルやハンカチの貸し借りは避けましょう。 |
| 手足口病 | 3～5日 | <ul style="list-style-type: none"> ・手、足、口の中に小さな水疱ができる ・軽度の発熱(罹患者の1/3) ・ごくまれに、髄膜炎などを起こす |  |

(参考) 国立感染症研究所ホームページ、厚生労働省ホームページ

障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律一部改正

障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の一部が改正されました。

●主な改正点

①障害を理由とする差別的解消の推進に関して、国と地方公共団体が相互に連携を取り、協力しなければならぬ。

②事業者に対し、障害がある方にとって日常生活や社会生活を営む上での障壁①通行や利用しにくい施設・設備②利用しにくい制度③障害のある方の存在を意図していない慣習・文化④障害のある方への偏見などの除去の実施について、必要な合理的配慮をすることを努力義務から義務へと改める。

※改正の詳細は、市ホームページをご覧ください。



問福祉課 **本**3階
TEL(23)8954

年金・国保

国民年金保険料免除などの申請について

保険料を納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受給できない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」をご利用ください。

令和3年度分(令和3年7月分)令和4年6月分の免除などの受付は7月1日から開始しています。

また、申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。

問申大田原年金事務所

TEL(22)6311

問申国保年金課 **本**2階

TEL(23)8857



あなたの困りごと **便** 那須便利屋 が解決いたします! 女性スタッフ多数在籍!

お任せ下さい!! 日常のお困りごと解決します!

- 草刈り・草むしり (半日) 14,800円(税別)
- 農作業の手伝い
- 木の伐採・伐根
- 刃物研ぎ (包丁・鎌・ナタなど)
- 網戸の張り替え
- 遺品整理士在籍!
- 遺品整理
- 生前整理
- 片付け

その他、日常のお困りごと解決します!

- 雨漏り修理
- 荷物運び
- 煙突掃除
- 新割り
- 除草剤散布
- ペンキ塗り
- エアコン掃除
- 作業場・物置の解体
- 雨どいの掃除
- デッキ、ベランダ修理
- 屋内・屋外清掃
- 土・農作業補助

ホームページ・ブログも更新中! **那須便利屋** 🔍 検索

お見積無料!! お気軽に相談下さい

株式会社 庵 TEL 0120-319-888

〒325-0001 栃木県那須郡 那須町大字高久甲6423-18 電話/FAX 0287-60-0322

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。